

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

令和4年10月1日改定

### ●一般料金

#### ■単独申請の場合

(税込 単位：円)

対象の範囲	区分	内容	金額
一戸建ての住宅	A	1戸	44,000
共同住宅等	B	全住戸数をmとして	$60,500+5,500\times m$
非住宅建築物又は住宅と 非住宅の複合建築物	E	個別見積もりといたします。	

#### ■設計住宅性能評価と併願審査の場合

(税込 単位：円)

対象の範囲	区分	内容	金額
一戸建ての住宅	F	1戸	8,800
共同住宅等	G	全住戸数をmとして	$25,300+5,500\times m$

#### 【注意事項】

- 1) 本料金表は「新築」に適用します。
- 2) 共同住宅のは延べ面積1,000㎡以下とし、1,000㎡を超える場合は別途見積もりとさせていただきます。
- 3) 登録住宅性能評価機関で予め技術的審査を行わず、直接、所管行政庁に認定申請を行うことも出来ます。
- 4) 低炭素建築物認定を所管行政庁に申請する際、技術的審査料金の他に認定申請料がかかります。
- 5) 一次エネルギー消費量の計算はWebプログラムを利用したものとします。
- 6) 変更審査は上記の半額とします。